

燃費性能の見える化について

海事局

令和5年1月

燃費性能の見える化について

施策

- ◆ 省エネ法における荷主のエネルギー使用量の算定において、海事局が行う**内航船省エネルギー格付制度での評価に応じた原単位**を使用することが可能となるよう措置を検討

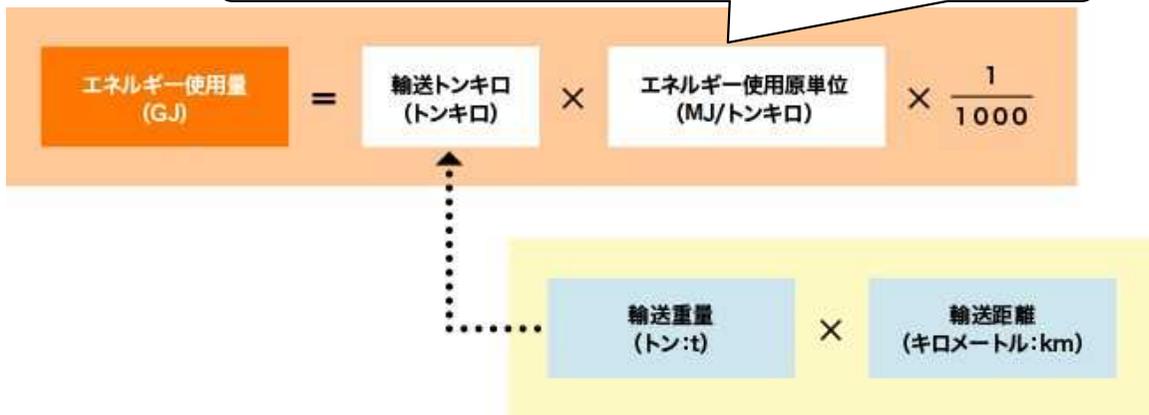


進捗状況

省エネ法の告示改正（済）

- ◆ 3月に告示を改正し、省エネ法における荷主のエネルギー使用量の算定において、海事局が行う**内航船省エネルギー格付制度での評価に応じた原単位**を使用注することが可能となるよう措置済
- (注) 新トンキロ法は令和4年度以降のエネルギー使用量の算定に対して適用

格付け制度の星の値に沿った単位を入力可能



(例) 2000tの貨物を500km輸送した場合、
 格付け未取得船のエネルギー使用量は、
 $2000t \times 500km \times 0.553 \times 1/1000 = 553 \text{ GJ}$
 ★5取得船のエネルギー使用量は、
 $2000t \times 500km \times 0.442 \times 1/1000 = 442 \text{ GJ}$ 20%減

	貨物輸送量あたりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)	改善率 (%)
格付け未取得	0.553	基準
0~5%未満 (★1)	0.539	2.5
5~10% (★2)	0.525	5.0
10~15% (★3)	0.498	10.0
15~20% (★4)	0.470	15.0
20~25% (★5)	0.442	20.0

新トンキロ法：船舶における貨物輸送量当たりの燃料の発熱量